

## 令和8年岩手県大槌町の林野火災に係る建物共済及び農機具共済の更新の申込期限の延長措置について

令和8年岩手県大槌町の林野火災に係る建物共済及び農機具共済の更新の申込期限の延長措置について、災害救助法が適用された市町村に対し、建物共済及び農機具共済に係る更新の申込期限を延長します。

### 適用対象

令和8年岩手県大槌町の林野火災により被災された方（建物共済及び農機具共済の共済関係の存する者。以下同じ）で、避難等により建物共済及び農機具共済に係る更新の申込期限までに加入申込書等の提出等が困難な者を対象とします。

### 適用市町村

上閉伊郡大槌町

### 延長期間

建物共済及び農機具共済に係る共済責任期間が、令和8年4月22日から令和8年7月21日までに満了するものの更新の申込みの期限は、令和8年7月21日までとします。

## 5 施行等

令和8年4月22日から適用し、令和8年7月22日に失効とします。